

## 矢吹町社会教育委員に関する条例(昭和36年3月24日条例第9号)

最終改正:平成26年3月26日条例第4号

改正内容:平成26年3月26日条例第4号[平成26年4月1日]

○矢吹町社会教育委員に関する条例

昭和36年3月24日条例第9号

## 改正

昭和48年10月22日条例第30号  
平成26年3月26日条例第4号

矢吹町社会教育委員に関する条例

**第1条** 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定により社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。**第2条** 委員の定数は7人とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

**第3条** 委員の任期は2年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。**第4条** 社会教育委員は、任期中と雖もこれを解嘱することができる。

## 附 則

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年10月22日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年3月26日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。